令和９年度

沖縄県立宮古工業高等学校

入学者選抜募集要項

〒906-0007　沖縄県宮古島市平良字東仲宗根９６８－４
ＴＥＬ　０９８０―７２－３１８５
ＦＡＸ　０９８０―７２－８０４１
ＵＲＬ　http://www.miyako-th.open.ed.jp/

目　次

１．方針・募集定員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．特色選抜・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１～３

３．一般選抜・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４～９

４．第２次募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９～11

５．追検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

６．帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・12

７．不登校生徒等の入学者選抜の係る取扱い・・・・・・・・・・・・・・・12

８．障害等のある生徒の入学者選抜に係る取扱い・・・・・・・・・・・・・12

９．その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

１．方針・募集定員

沖縄県教育委員会の定める「沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項」に基づき、本校入学者の選抜を実施する。

学科名	募集定員	特色選抜 募集人員
自動車機械システム科	40名	16名以内(40%以内)
電気情報科	40名	16名以内(40%以内)
生活情報科	40名	16名以内(40%以内)

※学科単位の募集となるが、適正や希望に応じて２学年進級時に各学科以下の類型を選択する。

自動車機械システム科　⇒　機械システム類型コース・自動車類型コース
電　気　情　報　科　⇒　電気技術類型コース・情報技術類型コース
生　活　情　報　科　⇒　フードデザイン類型コース・服飾デザイン類型コース

２．特色選抜

（１） 出願資格

中学校又はこれに準ずる学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程（以下、「中学校等」という。）を募集年度の３月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）見込みの者のうち、次のア及びイに該当するもの

ア　沖縄県内の中学校等に籍をおく者

イ　本校の各学科が定める「求める生徒像*」及び「選抜において重視する観点*」を理解し、本校が定める特色選抜出願要件等を満たす者

＊「令和９年度沖縄県立宮古工業高等学校特色・一般選抜　合否判定基準」に掲載

（２） 出願要件

次のアかつイの要件を満たしている者とする。

ア　本校の各学科が定める「求める生徒像」及び「選抜において重視する観点」を理解し、それを満たすことができる者

イ　「特色選抜エントリーシート」*を提出する者　　＊本校ホームページに掲載

（３） 出願期間及び書類提出期間

ア　出願期間

令和９年２月１日(月)から２月２日(火)午後２時までとする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別な事情があると認めた場合はその限りではない。

なお、Web出願システムにおける志願情報の登録は、令和９年１月18日(月)から１月28日(木)正午までとする。

イ　書類等の提出

「ア　出願期間」の期間に原則郵送で提出（必着）を行う。ただし、直接持ち込む場合は、本校事務室（管理棟１階）に提出する。

（出願先）〒906-0007 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根968-4
沖縄県立宮古工業高等学校　校長 喜納　兼信 宛

（４） 出願手続

ア　志願者は、沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則（平成16年沖縄県教育委員会規則第７号。以下「通学区域に関する規則」という。）により定められた通学区域の１校、１課程、１学科（普通科以外は、小学科とする。）、１コースに出願することができる。

イ　志願者は、「沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項」１ページ「（７）出願手続」を参照し、入学考査料を添えて中学校等の校長に提出しなければならない。
また、志願者は、沖縄県立学校入学者選抜Web出願システム（以下、「Web出願システム」という。）において、志願に必要な情報（以下、「志願情報」という。）を登録する。
ただし、特色選抜のみの出願は認めない。

ウ　中学校等の校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料を添えて本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

	提出書類等	備考
１	特色選抜入学志願書 （特色第１号様式）	※Web出願システムが利用できず、志願情報を登録できない者に限る。
２	特色選抜志願者名簿 （特色第２号様式）	※Web出願システムが利用できず、志願情報を登録できない者のみ記載する。 ただし、Web出願システムで志願情報を登録した者については、Web出願システムから出力される名簿を添えて提出するものとする。
３	写真票 （特色第３号様式）	出願の日前６か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5ｃｍ×横3.5ｃｍ程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。
４	調査書 （第４号様式）	３年は令和８年12月28日現在で記入する。 （沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項「沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項の実施に関し、教育長が定める事項等について　８　調査書の作成方法」を参照）
５	確認書 （第５号様式）	ただし、次のａ及びｂの者のみとする。 ａ　通学区域に関する規則第２条第１項ただし書の規定により、下記の同規則別表第２に掲げる地域から出願する者 【別表第２】 伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（水納中学校区域のみ）、うるま市（津堅中学校区域のみ）、南城市（久高中学校区域のみ）、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町 ｂ　沖縄本島、宮古島、石垣島又は久米島の各地域から当該各島に所在する高等学校以外の高等学校に出願する者
６	入学考査料等減免申請書 （第10号様式）	※特色選抜に係る入学考査料については、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）に定める入学考査料等減免申請書を提出したときは、免除するものとする 。

7	入学考査料（2,200円）	入学考査料減免申請書を提出した者は免除する。 郵送の場合は現金書留とし、出願書類に同封すること。
8	実績を証明する資料の写し	※Web出願システムが利用できず志願情報を登録できない者、Web出願システムで登録済みで登録メンバー及びマネージャーであることを証明するものを提出する者のみ。Ａ４版、片面プリントで提出すること。
9	特色選抜エントリーシート	本校ホームページよりダウンロードし、受検生本人の直筆で記入。
10	鑑文	中学校等の校長の責任の元、提出すること。公印省略不可。

（５） 選抜の方法

ア　本校校長は、選抜項目として定めた学力検査*の成績、面接の結果、学校独自検査の成績、実技検査の成績等を基にして選抜を行う。ただし、学力検査の成績については、一般選抜の学力検査（各教科配点60点）のうち、思考力等を問う記述式問題以外の得点（各教科配点50点）を成績として取扱うものとする。

イ　学力検査以外の選抜項目（面接等）については、令和９年２月18日(木)午後３時より本校にて実施する。

ウ　面接等の際は名札を左胸に着用すること。規格は縦５㎝×横８㎝程度、出身中学校、受検番号、氏名を記載すること。

＊学力検査は、一般選抜を受検する検査の場所で受けること。

（６） 合格発表

ア　令和９年３月17日(水)午前９時に本校ホームページにおいて発表する。また、本校でも発表（掲示）を行う。

※合格者は、合格発表当日に「合格者に対する配付資料」を本校で受け取ること。

イ　本校校長は、合格者に対し、中学校等の校長を通じて合格したことを通知する。

（７） 入学手続

合格発表のある令和９年３月17日(水)午前９時から午後５時までの間に、本校事務室（管理棟１階）にて「合格者に対する配布書類」を受け取ること。

また、入学金（5,650円）を期日内に本校事務室で支払うこと。（合格発表日より支払い可）

※入学内定者オリエンテーション

令和９年３月29日(月)午前１０時より本校体育館にて行われる。合格者とその保護者で参加すること。

（８） 不合格者の取り扱い

特色選抜で不合格となった者は、「３．一般選抜」における入学者選抜を行う。

３．一般選抜

（１） 出願資格

ア 中学校等を募集年度の３月に卒業見込みの者

イ 中学校等を卒業した者（以下「過年度卒業者」という。）

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

（２） 出願期間及び書類提出期間

ア　出願期間

令和９年２月１日(月)から２月２日(火)午後２時までとする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別な事情があると認める場合はその限りではない。

なお、Web出願システムにおける志願情報の登録は、令和９年１月18日(月)から１月28日(木)正午までとする。

イ　書類等の提出

「ア　出願期間」の期間に原則郵送で提出（必着）を行う。ただし、直接持ち込む場合は、本校事務室（管理棟１階）に提出する。

（出願先）〒906-0007 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根968-4

沖縄県立宮古工業高等学校　校長 喜納　兼信 宛

（３） 出願手続

ア　志願者は、通学区域に関する規則により定められた通学区域の１校、１課程、１学科（普通科以外は、小学科とする。）、１コースに出願することができる。ただし、同一校における他の課程、他の学科に第二志望(コースの場合は第２希望)を出願することがで きる。

イ　志願者は、「沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項」３ページ「（５）出願手続」を参照し、入学考査料を添えて中学校等の校長に提出しなければならない。
また、志願者は、Web出願システムにおいて、志願情報を登録する。

ウ　出身中学校等の校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料を添えて本校校長が指定した期間内に一括して提出するものとする。

	提出書類等	備考
１	入学志願書 （第１号様式）	※Web出願システムが利用できず、志願情報を登録できない者に限る。
２	入学志願者名簿 （第２号様式）	※Web出願システムが利用できず、志願情報を登録できない者のみ記載する。 ただし、Web出願システムで志願情報を登録した者については、Web出願システムから出力される名簿を添えて提出するものとする。
３	写真票 （第３号様式）	出願の日前６か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5ｃｍ×横3.5ｃｍ程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。

4	調査書 （第４号様式）	３年は令和８年12月28日現在で記入する。 （沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項「沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項の実施に関し、教育長が定める事項等について「８ 調査書の作成方法」を参照）
5	確認書 （第５号様式）	※ただし、次のａ及びｂの者のみとする。 ａ　通学区域に関する規則第２条第１項ただし書の規定により、下記の同規則別表第２に掲げる地域から出願する者 【別表第２】 伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（水納中学校区域のみ）、うるま市（津堅中学校区域のみ）、南城市（久高中学校区域のみ）、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町 ｂ　沖縄本島、宮古島、石垣島又は久米島の各地域から当該各島に所在する高等学校以外の高等学校に出願する者
6	健康診断書（第12号様式）	※ただし、過年度卒業者のみとし、募集年度の１月以降に発行されたものとする。
7	入学考査料（2,200円）	郵送の場合は現金書留とし、出願書類に同封すること。
8	鑑文	中学校等の校長の責任の元、提出すること。公印省略不可。

エ　学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する志願者は、次の書類に入学考査料を添えて本校校長に提出しなければならない。

（ア）　入学志願書（第１号様式）

（イ）　本校校長が必要と認める書類

オ　志願者が県外の中学校等の出身者で保護者が県外に居住している場合は、次の手続きによる。

（ア）　保護者が志願者と共に沖縄県内に居住するときは、県外からの入学志願のための許可願（第15号様式）を募集年度の１月20日（その日が土曜日及び日曜日に当たる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日でない日）までに教育長に提出し、許可を受けなければならない。

（イ）　保護者が志願者と共に沖縄県内に居住しないときは、前記（ア）の許可願と共に県外からの入学志願のための許可願に関する身元引受書（誓約書）及び身元引受人の住民票（出願の日前３か月以内に発行されたもの）を提出しなければならない。

（ウ）　前記（ア）の許可願、入学志願書（第１号様式）、調査書（第４号様式）及び本校校長が必要と認める書類に入学考査料を添えて本校校長に提出しなければならない。

（４）　志願変更及び手続

ア　志願変更

（ア）　入学志願締切りの結果、一般選抜志願者数が募集定員を超えた学科に出願した者のうちで、出身中学校等の校長及び本校校長が適当と認めた者は、志願した高等学校、課程、学科又はコースの変更（以下「志願変更」という。）を行うことができる。

（イ） 同一志願高等学校における課程、学科又はコースの変更も志願変更手続に準じて行うものとする。ただし、第二志望（コースの場合は、第２希望）の変更については、志願状況に関わらず、取消や追加も含めて志願変更ができる。

（ウ） 志願変更の可能な人員は、一般選抜志願者数が募集定員を下回らない範囲内とする。

（エ） 志願変更希望者が、志願変更可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。

イ　志願変更の日程

（ア） 各高等学校、課程、学科、コースごとの志願者数及び志願倍率については、県教育庁県立学校教育課において令和９年２月２日(火)に発表し、入学志願変更後受付状況については令和９年２月16日(火)に発表する。

（イ） 志願変更申出期間

令和９年２月５日(金)及び２月８日(月)の２日間とする。受付時間は、１日目は午前９時から午後４時、２日目は午前９時から午後２時までとする。

（ウ） 入学志願書取り下げ及び再出願期間

令和９年２月15日(月)及び２月16日(火)の２日間とする。受付時間は、１日目は午前９時から午後４時、２日目は午前９時から午後２時までとする。また、出身中学校等の校長は、入学願書取り下げ及び再出願後、Web出願システムにおける志願情報の更新を行うものとする。

ウ　志願変更する者は、志願変更願（第６号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校等の校長に提出すること。

エ　出身中学校等の校長は、前記ウの願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に本校校長にこれを提出し、本校において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。この場合、入学考査料は返却しない。なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。

オ　志願変更をする者は、返却された入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「３ 一般選抜」の「（３）出願手続」に準じて入学志願書類（同一課程への志願変更をする場合、入学考査料は不要）を所定の期間内に本校校長に提出すること。ただし、第二志望（コースの場合は、第２希望）のみの変更については、本校校長に志願変更願（第６号様式）で申し出るだけでよい。

（５） 選抜の方法

ア　校長を委員長とする選抜委員会を置く。

イ　選抜委員会は、出身中学校等の校長から提出された調査書（第４号様式）、学力検査の成績及び面接等の結果を基にして選抜を行う。

ウ　選抜は、調査書（第４号様式）及び学力検査等の成績を資料として行い、調査書（第４号様式）と学力検査等の成績との比重は５対５とする。

エ　各学科とも学力検査実施教科ごとの配点の変更(傾斜配点)は行わない。

（6） 学力検査

ア　学力検査の期日及び時間割

時限／月日	第１時限（10:00～10:50）	第２時限（11:15～12:05）		第３時限（13:15～14:05）
第１日目 3月3日(水)	国　語	理　科	昼食 55分	英　語
第２日目 3月4日(木)	社　会	数　学		面　接

イ　検査時間及び配点

学力検査を実施する教科の検査時間は、いずれも50分とし、配点は各60点とする。

ウ　検査の場所

（ア） 原則として一般選抜志願先高等学校(本校)とする。

（イ） 通学区域が広域にわたる高等学校への志願者又は特別に指定する地域からの志願者は、次の委託検査場又は出張検査場で受検することができる。

a　委託検査場

名護高等学校	
久米島高等学校	八重山高等学校
知念高等学校（久高中学校出身の志願者に限る。）	
その他県教育委員会が必要に応じて設置する委託検査場	

b　出張検査場

特別に指定する地域	検査場	特別に指定する地域	検査場
伊平屋村	伊平屋村離島振興総合センター	渡嘉敷村	渡嘉敷中央公民館
伊是名村	伊是名村産業支援センター	座間味村（阿嘉、慶留間を除く）	座間味中学校
伊江村	伊江村農村環境改善センター	阿嘉・慶留間	阿嘉中学校
北大東村	北大東村人材交流センター	多良間村	ふれあいフクギ館
南大東村	南大東村立多目的交流センター	西表	竹富町離島振興総合センター
粟国村	粟国村東ふれあいセンター	波照間	はてるまふれあいセンター
渡名喜村	渡名喜村多目的活動施設	与那国町	与那国中学校

エ　所持品の取扱い

（ア） 受検者は検査時間中、次のものを携行すること。

・ＨＢ以上の濃さの黒鉛筆（シャープペンシルも可、鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。）
・プラスチック製の消しゴム
・定規（三角定規は可、分度器及び分度器機能付き定規は不可。）
・コンパス（分度器機能付きは不可。）

（イ） 受検者は検査時間中、携行品以外に次のものを机の上に置くことができる。

・鉛筆キャップ
・鉛筆削り（電動式・大型のもの・ナイフ類は不可。）
・時計（ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。通信機能を持つウェアラブル端末等も不可。）
・眼鏡、ハンカチ（無地のタオルを含む）、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけを取り出したもの）

オ　検査の実施

（ア） 高等学校長は、学力検査員を指名し、教育長が別に定める沖縄県立高等学校入学者選抜学力検査実施要領（以下「検査要領」という。）に基づいて学力検査を実施する。

（イ） 委託検査場にあっては、委託検査場の高等学校長が検査要領によって委託された志願者の学力検査を実施する。

（ウ） 出張検査場にあっては、教育長の派遣する学力検査員が出張検査場における検査要領に基づいて実施する。

（エ） 志願者の中に委託検査場又は出張検査場において受検する者のいる高等学校長は、委託・出張検査場受検者名簿（第７号様式）、面接票、その他必要書類を、委託検査場の場合は委託検査場の校長あてに、出張検査場の場合は教育長あてに送付しなければならない。

（オ） 委託検査場の校長は、検査終了後、答案、受検者名簿、面接票、その他必要書類を速やかに本校校長あてに送付すること。

（７） 面接等

面接等は、志願者全員について学力検査第２日目の令和９年３月４日(木)午後１時15分から実施する。詳細については各検査場の監督者から指示する。

同一校出願者で、特色選抜で面接済みの受検生は、一般選抜において面接はありません。

（８） 合格発表

ア　令和９年３月17日(水)午前９時に本校ホームページにおいて発表する。また、本校でも発表（掲示）を行う。

※合格者は、合格発表当日に「合格者に対する配付資料」を本校で受け取ること。

イ　本校校長は、合格者に対し、中学校等の校長を通じて合格したことを通知する。

ウ　受検者本人の学力検査得点について、本校において（第２次募集の合格発表の日から起算して１月以内）個人情報の保護に関する法律第69条第１項による利用目的内の情報提供として提供（開示）が可能である。

（９）　入学手続

合格発表のある令和９年３月17日(水)午前９時から午後５時までの間に、本校事務室（管理棟１階）にて「合格者に対する配布書類」を受け取ること。

また、入学金（5,650円）を期日内に本校事務室で支払うこと。（合格発表日より支払い可）

※入学内定者オリエンテーション

令和９年３月29日(月)午前１０時より本校体育館にて行われる。合格者とその保護者で参加すること。

４．第２次募集

高等学校長は、合格者が募集定員に満たない学科・コースにおいて、第２次募集を行うものとする。

（１）　出願資格

全日制課程へ出願できる者は、学力検査を受検し、県立高等学校に合格しなかった者とする。

（２）　出願期間

ア　出願期間

令和９年３月18日(木)及び３月19日(金)の２日間とする。受付時間は、１日目は午前９時から午後４時、２日目は午前９時から午後２時とする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別な事情があると認める場合はその限りではない。

イ　書類等の提出

「ア　出願期間」の期間に原則郵送で提出を行う。ただし、直接持ち込む場合は、本校事務室（管理棟１階）に提出する。

（出願先）〒906-0007 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根968-4

沖縄県立宮古工業高等学校　　校長 喜納　兼信 宛

（３）　出願手続

ア　一般選抜の学力検査を受検した者は次の手続による。

（ア）　志願者は、当該年度に第２次募集を実施する高等学校の１校、１課程、１学科（普通科以外は、小学科とする。）、１コースに出願することができる。この場合、同一校における他の課程、他の学科に第二志望（コースの場合は第２希望）を出願することができる。ただし、当該年度の学力検査を受検した高等学校の同一学科・コースに出願することはできない。

（イ）　志願者は、第２次募集を実施する高等学校に加えて、第２次募集を実施する県立特別支援学校高等部の１校・１学科・１コースへ併願することができる。（ただし、出願は志願前相談を受けた者に限る。）出願手続については別に定める。

（ウ）　出身中学校等の校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料を添えて本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

	提出書類等	備考
1	第２次募集入学志願書 （第８号様式）	
2	第２次募集志願者名簿 （第９号様式）	
3	調査書 （第４号様式）	一般選抜で提出したものと内容は同じもの
4	確認書 （第５号様式）	※ただし、次のａ及びｂの者のみとする。 ａ　通学区域に関する規則第２条第１項ただし書の規定により、下記の同規則別表第２に掲げる地域から出願する者 【別表第２】 伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町(水納中学校区域のみ)、うるま市(津堅中学校区域のみ)、南城市(久高中学校区域のみ)、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町 ｂ　沖縄本島、宮古島、石垣島又は久米島の各地域から当該各島に所在する高等学校以外の高等学校に出願する者
5	入学考査料等減免申請書 （第10号様式）	
6	入学考査料（1,100円）	
7	鑑文	中学校等の校長の責任の元、提出すること。公印省略不可。

（エ）　本校校長は、志願者が学力検査を受検した高等学校長に次の書類の提供を求める。

ａ　学力検査成績証明書（第 14 号様式）

ｂ　写真票（第３号様式）

ｃ　健康診断書（一般選抜で提出のあった者に限る。）

ｄ　その他の書類（自己申告書、県外からの入学志願のための許可願い、配慮願い等。一般選抜で提出のあった者に限る。）

（オ）（エ)の出願書類等の提供を求められた高等学校長は、当該志願者に係る前記(エ)の書類を本校校長へ送付する。

（４）　志願変更及び手続

ア　志願変更

志願者は、入学志願締切りの後、志願した高等学校、学科又はコースを変更（以下「２次志願変更」という。）することができる。

イ　２次志願変更の日程

（ア）　各高等学校、課程、学科、コースごとの志願者数及び志願倍率については、県教育庁県立学校教育課において令和９年３月19日(金)に発表し、入学志願変更後受付状況については令和９年３月23日(火)に発表する。

（イ）　入学志願書取り下げ及び再出願期間

令和９年３月23日(火)　午前９時から午後２時まで

ウ　出身中学校等の校長は、所定の期間内に本校校長に第２次募集志願変更願を提出し、入学志願書類（同一志願高等学校における学科又はコースの変更にあっては、第２次募集入学志願書。４の(4)のウ及びエにおいて同じ。）の返却を受けるものとする。この場合、入学考査料と入学考査料等減免申請書は返却しない。

なお、郵送による２次志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。

エ　２次志願変更をする者は、返却された第２次募集入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「４ 第２次募集」の「(3) 出願手続」に準じて入学志願書類（同一課程への志願変更をする場合、入学考査料は不要）を所定の期間内に本校校長に提出すること。ただし、第二志望（コースの場合は、第２希望）のみの変更については、本校校長に第２次募集志願変更願（第11号様式）で申し出るだけでよい。

（５） 選抜の方法

学力検査成績証明書（第14号様式）、調査書（第４号様式）、面接等の結果を資料として行う。

（６） 学力検査成績証明書の取扱い

学力検査成績証明書（第14号様式）については、一般選抜の学力検査（各教科配点60点）のうち、思考力等を問う記述式問題以外の得点（各教科配点50点）を記載するものとする。

（７） 面接等の実施

面接等は、志願者全員について令和９年３月25日(木)午前９時30分より本校にて実施する。

（８）合格発表

ア　令和９年３月29日(月)午前９時に本校ホームページにおいて発表する。また、本校でも発表（掲示）を行う。

※合格者は、合格発表当日に「合格者に対する配付資料」を本校で受け取ること。

※合格発表当日の午前１０時より行われる入学内定者オリエンテーションに参加すること。

イ　本校校長は、合格者に対し、中学校等の校長を通じて合格したことを通知する。

（９） 入学手続

合格発表のある令和９年３月29日(月)午前９時から午後５時までの間に、本校事務室（管理棟１階）にて「合格者に対する配布書類」を受け取ること。

また、入学金（5,650円）を期日内に本校事務室で支払うこと。（合格発表日より支払い可）

※入学内定者オリエンテーション

令和９年３月29日(月)午前１０時より本校体育館にて行われる。合格者とその保護者で参加すること。

５．追検査

インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむを得ない事由により、学力検査等（以下、「本検査」という。）の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。

（１） 検査の場所

本校

（２） 申し出等の日程及び手続

ア　申し出期間は、令和９年３月３日（水）及び３月４日（木）の２日間とする。

イ　受付時間は、令和９年３月３日（水）午前９時から午後４時、令和９年３月４日（木）午前９時から正午までとする。

ウ　追検査の対象に該当し、受検を希望する者は、申し出期間内に出身中学校等を通じて、「追検査受検希望届」（追検第１号様式）に本検査を受検できなかったことを証明する書類を添えて、本校へ提出すること。

（３） 追検査の期日

令和９年３月９日(火)　※集合時間、時間割については対象者に中学校を通して連絡する。

（４）「所持品の取扱い」「合格発表」については、一般選抜と同様に行う。

６．帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い

（１） 帰国子女等については、入学定員の枠、通学区域等について弾力的に取扱い、選抜の方法、学力検査等についても可能な限り配慮するものとする。

（２） 志願者のうち、帰国子女等について、県立高等学校受検への配慮を必要とするものは、「学力検査等に際しての配慮願い書」（参考様式２）を中学校等の校長を経て本校校長に提出することができる。手続の詳細については、別に定める。

（３） 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮することができる。

７．不登校生徒等の入学者選抜に係る取扱い

（１） 志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、自己申告書(第13号様式)を中学校等の校長を経て本校校長に提出することができる。自己申告書（第13号様式）の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、厳封してもよい。その際、封筒の表に、中学校名、本人氏名を記入すること。

（２） 志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えるものとする。

８．障害等のある生徒の入学者選抜に係る取扱い

（１） 障害等のある生徒の県立高等学校受検の配慮については、「障害のある生徒の学力検査等に際しての配慮願い書」（参考様式１）に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書もしくは、身体障害者手帳等の写しを中学校等の校長を経て本校校長に提出することができる。
手続の詳細については、別に定める。

（２） 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類を基に審査の上、配慮することができる。

９．その他

（１） 中学校等の校長は、進学した者について、学校教育法施行規則第24条第１項に規定する中学校生徒指導要録の抄本又は写し、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第８条第１項に規定する生徒健康診断票及び歯の検査票並びにキャリアパスポート（小６－６「18歳の私へ ～小学校１年から小学校６年までの６年間～」および中３－５「18歳の私へ～中学校３年間の振り返りとこれからへ～」）を募集年度の３月末日までに高等学校長に提出する。

（２） 出願書類等に記載された個人情報については、沖縄県教育委員会における個人情報の保護に関する規則及び沖縄県情報公開条例に基づき保有個人情報の適切な管理及び必要な措置を講ずる。